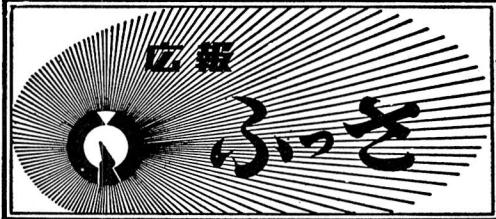


市の人口

昭和46年2月1日現在
住民台帳人口38,432人
内 { 男 18,842人
女 19,590人
世帯数 12,281戸



1971. 2. 12

No. 107

発行所 福生市役所
発行兼編集人 企画調査室
電話51-1511・内線212



寒 げ い こ

エイ、ヤー、オーメーン、鋭い気合と竹刀の音が寒氣をつんざいて響きわたる。きびしい寒さの続く毎日ですが、日曜日の福生市武道館は、朝から福生剣友会の豆剣士たちが、ほほを赤くそめて懸命に寒いに励んでいます。

やがて、この子等は、なにものにも負けない強いからだと気力を養い、立派に成長していくことでしょう。みなさん、福生剣友会では、つぎのとおり練習を行なっておりますので、参加希望者は開始時刻に直接武道館へお出かけください。費用は無料です。

練習日

毎週日曜日

午前 9 時	幼児（5歳以上）
〃 10 時	小中学生
〃 11 時	高校、大学、一般
午後 7 時	幼児（5歳以上）
〃 7 時 30 分	小中学生
〃 8 時	高校、大学、一般

毎週木曜日

2月/46

近づいた選挙 東京都知事(4月11日) 福生市議会議員(4月25日)

明るく正しい

選挙をいたしましよう



わたくしたちは、だれもが、よりよい生活を願わないものはありませんが、この願いをかなえてくれるものは、正しい政治です。

そして、今回の選挙は、わたくしたちが今後4年間の都政や市政の歩みを決める大切なものです。

「わたくしの一票くらい」と他人ごとに棄権しないようあなたのご家庭でも投票率を100%にしてください。そして、あなたの尊い一票を都政や市政に反映させましょう。

そこで、この大切な選挙を違反のない立派な選挙にするために、わたくしたちが知らなければならないことを特集してみました。

みんなで、正しい選挙をおこなう、明るく住みよいまちをつくりましょう。

だれでもできる選挙運動

選挙運動

▽ 選挙運動用はがきの頒布

はがきに「選挙用」という表示がされています。この「選挙用はがき」以外のはがきや封書でだすと選挙違反になります。

▽ 電話をかけること

電話で投票を頼むことは、なんの制限もありません。しかし、電報をうつことは禁止されています。

▽ 個々面接

道で知人に偶然会ったり、バスの中で知人にあったときに、投票の依頼をすることができます。

(有権者の家を訪ねて投票を頼んで歩く行為は、戸別訪問であり、

禁じられています)。

▽ 候補者からたのまれてボスターを貼ったり、選挙事務所で手伝

できます。

▽ 戸別訪問

「こういうことは違反になります

の歩みを決める大切なものです。

▽ 選挙運動の期間

違反の事例

に入らず、軒下で面接する場合や訪問の相手が不在である場合、または面会を拒絶された場合も戸別訪問となります。また、戸別に演説会の開催または演説を行なうことを知らせて歩くことや、候補者の氏名など戸別に言い歩くことも禁止されています。

▽ 選挙運動用のポスターを貼る承諾

を求める口実にして、運動員が戸別訪問したもの

▽ 買取、供応選挙妨害

されて酒肴をふるまつたもの

▽ 気勢を張る行為

説会の開催または演説を行なうことを知らせて歩くことや、候補者の氏名など戸別に言い歩くことも禁止されています。

違反の事例

▽ 選挙運動の公表の禁止

選挙運動または結果を公表することは、禁止されています。

▽ 人気投票の公表の禁止

選挙運動の公表は結果を公表することは、禁止されています。

▽ 選挙運動の公表の禁止

選挙運動ができるのは、立候補者の立候補のための活動をめぐらすことです。

▽ 選挙運動の公表の禁止

選挙運動が立候補のための活動をめぐらすことです。

事前運動の事例

▽ 立候補予定者が立候補届出前

において個々の有権者に面接



都市計画“住みよい街づくりシリーズ”

① なぜ都市計画は必要か

最近のようすに都市化がすすむ時代はかつてなく、ここ当分続きそうです。このようすな中で、福生市はここで都市形態や土地の利用を最も適正なものにしてしなければ、次代にならう人たちの生活がおびやかされるといったも過言で

これには、都市の問題について都市を自分たちのものにする努力が市民の中に育つことが必要です。新年号で、福生駅東口、西口の開発計画の試案をご紹介いたしましたが、これらの計画の実現に向って、市民のみなさんのご理解とご協力をいただくために、これから数回にわたり都市計画だよりを掲載いたします。

都市計画とは

この法律は、1年経過後の昭和44年6月に施行され、各都市地域において、住みよい秩序ある市街化づくりをねらいとした市街化区域（市街化をすすめる地域、市街化調整区域（市街化をおさえる区域

建設省では、ここ10年で、わが国に都市の型が定まるのではないかとみていますが、これからは、きわめて重要な時期ということがいえます。

都市は人間がつくりだした空間

都市は人間がつくりだした空間であり、人口や生活様式その他いろいろな点から、その範囲を定めることができます。

その結果、人間が理想的な活動を^{おこなう}ことができなくなつておられます。この都市における人間の活動を整理して、お互に磨擦をできるだけ少なくし、全体として一番バランスのとれたものにする

域) や、すでにできている都市計画をもう一度ねりなおすことなど

ことを目ざして都市をつくりだす
ことが都市計画です。

都市計画の中味

（都市）市町村が成す計画的内容は、つゞいて述べます。

1、土地の利用に関するもの

都市内の土地は、建築物の敷地として利用されているか、公共施設用地として使われているか、ま

上地の利用に関するもの

2、都市施設の整備に関するもの
3、市街地の開発、整備を目的とするもの

2、都市施設の整備に関するもの

都市内のある土地が公共施設用地として使われるべきであると定められた場合に、この公共施設がどんな機能を果たすことになるか

る計画があります。

つぎに、公共施設用地として使われるない土地が、建築物や工作物の敷地として利用される場合、その使い方に一定の秩序を与え住宅の隣に工場が建ったり、住宅地に高層マンションが建つてしまうといったことのないようする計画・地域地区に関する計画

(次ページ下欄に続く)

う間仲集

社吟摩多

(6) 多摩吟社

そこで、正しい俳句のあり方に
もどすために、当時の同好者が集ま
つてはじめたわけです。

今でも、一つの作風にとらわれ
ず、それぞれの個性を重んじる方
針で運営しております。

会の運営はどうしておりますか
毎月一回、月末の日曜日を利用して、会をひらいたり、吟行会を行なっております。会は、はじめに季題を定め、つづきの会までに俳句をつくつてもちやんと無記名の中からすぐれた句をえらんでいます。また昭和28年から毎年1月1日には、神社や仏閣に初詣吟行会を行なっています。今年は、川越太郎氏（西苑）をはじめ30名（女性5名）のみなさんで、それぞれこの道20年～30年のベテランぞろいです。

会員は、この会の創始者斎藤吉五・七・五の短文の中に創造の喜びを求めるみなさんにいろいろとお聞きしてみました。

太郎氏（西苑）をはじめ30名（女性5名）のみなさんで、それぞれこの道20年～30年のベテランぞろいです。

この会はいつごろからできたのですか

発会は、大正9年で昨年は50周年記念俳句大会を盛大におこないました。はじめは10人ぐらいの同好者の集まりでした。

当時、三多摩の俳壇は、大変遅れていて、羽道にはしまいました。というのは、選座会といつて俳句会がよくあつたのですが、宗匠の選んだ句に対し、豪華な賞品を出すため、賞品目あてにみんな選者の好みにあつたのですが、宗匠の選んだ句によくあつたのです。

そこで、正しく句を書くことをめざすために、会員が各自で句を書いてみることをどんどん書いてみると必要です。そのうちにむだをはぶくことができますし、自分自身が喜んでおこないました。

会費は、句会ごとに百円位徴収しています。

みなさんの俳句をはじめた動機とその魅力については……

ほとんどが自分が好きだからです。また、中には一つの投稿がきっかけで、いわゆる「メモ」をしておくようになっています。

ふだんはどんな心がまえでありますか

たえず、自然やものごとに對し観察力をもち、ふだんから自分の感覚したことなどメモしておこうとしています。

ふだんはどんな心がまえでありますか

たえず、静けさの中ですすめられ、それぞれの秀作が読みあがられていました。なおこの会に参加したい方は、左記へご連絡ください。斎藤吉太郎 熊川七五七 電話51-0311



福生第一団

ボーリスカウト隊員募集

資格 現在小学校2年生12名、3年生若干名、締切2月末日、申込先、教育委員会社会教育係または

天田隊長

（電話51-1571）

3、

市街地の開発、整備を目的とする市街地開発事業に関するもの

句会がはじまるとき、会場はシンとした静けさの中ですすめられ、それぞれの秀作が読みあがられていました。なおこの会に参加したい方は、左記へご連絡ください。斎藤吉太郎 熊川七五七 電話51-0311

都市内のある程度の規模の土地について、一挙に理想的な人間活動が確保されるような開発、整備をしてしまおうとする市街地開発事業に関する都市計画です。

以上、三つの中味が一体となつて、均衡のとれた人間活動を可能にする都市と「いれもの」に關する計画ができることになるわけです。

暮しのメモ

ストーブの反射板がよござれたとき

ガスや電気、石油ストーブには、ビカビカの反射板がついていますが、これは熱効果をあげたためのもので、あまりよこれていると効果はなく、みた目にも不潔です。

簡単でしかも失敗のない掃除法は、ミシン油をちり紙につけてふくとされになります。ぬれたぞうきんでぶくのは、一番よくありません。

それでは最後に市民のみなさんへの呼びかけを……

現代は、機械化され、また、スピード化され、距離感がなくなるなど自然に対する感覚がうすれていくようですが、このような中で

防火態勢に意氣あらた

福生市消防団出初式



油火災に対する消防訓練

新春恒例の出初式が1月10日午前10時から第二中学校々庭でおこなわれました。

消防団長の訓辞のあと、二一一名の団員は、指揮者の号令のもとに分列行進、ポンパ操法訓練、一斉放水・泡末液を使用したの油火消火訓練など、きびきびと実施しました。

表彰者（敬称略）

25年勤続功劳章

斎藤 異、野島 勇

15年勤続功劳章

野島清次郎、西島照夫、
野島岩司

精績章

森田政雄、石川豊、野島義久

森田美芳、野島岩司、木村清人、清水信作、野口秀世、鳥海敏夫、篠本重男、森田安明

優良章

木下三郎、佐伯光義、式田登
井上忠男、鈴木暉一郎

精勤章

井上嘉助、木下恒男、天野晴夫、森田武治、森田政宏、井上隆司、橋本雄至、宮崎民夫

設楽 清、古谷征司

なお、市の消防のために尽力された方々が、団長から表彰されました。

火の元には十分注意を

2月28日～3月13日

春の全国火災予防運動

身のまわりの安全を確かめる。

▽ 消火器などの消防設備は、いざというときに使用できるか。
▽ 非常口や避難器具は、いつも使えるようにしておく。

▽ 階段や通路に、避難のさまたげになる荷物などを置かない。

▽ 窓や扉は、いつでも避難口となるよう内側からあけやすいようにしておく。

▽ 二階以上の階は、下の階の火災により避難が困難となりやすいので、避難用のなわばしゴヤロープなど備えておく。（焼死者の52%は、二階以上にいた者です。）

▽ 体の不自由な人、病人や幼児など避難口に近いところに就寝させる。

▽ 屋外のすぐくに片すかないゴミは、水をかけるなどして、防火につとめる。

▽ 二九番へ通報するには、電気のさしこみやガスの元栓をよく確かめる。

▽ 家のまわりの燃えやすいもの



あわてずに

一一九番へ通報

火災のとき一番大切なことは、危険なことです。一人でもみ消そうとすることがあります。

火災が発生したら、まず一一番へ通報し、火災の場所と主な目標物と何が燃えているかを、あわてずにはっきりと知させてください。

不明確の通報では、消防車の出動がおくれることがあります。

また火災からいのちを守るために、外へ逃げたらふたたび物と一緒に戻らないようにしますよう。

人がいなくなる建物の防火管理

家庭では

▽ 暖房器具やこんろ、電気器具などの消し忘れ、つけ忘れに注意し、その場をはなれない場合や使用後は、そのつど確

確定申告はお早めに

3月9日 福祉会館で出張受付

2月16日から3月15日まで申告書の受付を行ないますが、3月10日を過ぎると税務署の窓口は、大変混雑いたしますから、3月6日頃までに相談においてください。

福生市のここ2~3年の新築家屋数はつぎのとおりです。

43年	429棟
44年	443棟
45年	470棟

45年は1日平均1.3棟建てられたことになります。このうちアパートは43年は33棟、44年は28棟、45年には25棟で年々減っていますが、これは、土地の高騰のため、アパート建設に必要な広い土地の確保が困難になっているためでしょうか。

年度別の宅地化面積は43年104,672m²(31,719坪)44年185,892.4m²(26,028坪)45年は76,527.0m²(23,190坪)です。

なお、45年1月1日現在の総戸数は11,564戸で土地の利用状況はつぎのとおりです。

総面積 10.3km ²
宅地 5.7km ²
その他 2.6km ²

(注)横田基地も含む

◆申告書が複写式に

確定申告書の住所、氏名は、必ず

今年から電子計算機で処理することになったため、必ず郵送された申告書を使ってください。申告用紙は3枚つづりになってます、「控用」をはずして、控用に下書きしてから提出用の2枚にボールペンで記入してください。

固定資産
(土地・家屋・償却資産)
**課税台帳を
お見せします**

II 3月1日から20日 II

昭和46年度の固定資産税は、1月1日現在の土地屋敷や償却資産の所有者に固定資産課税台帳の縦覧をおこないますのでご利用ください。

期間 3月1日(月)~20日(土)

(土曜日の午後と日曜日も実施)
時間 午前8時30分~午後5時
場所 福生市役所税務課固定資産課
税務係

**評価額に不服の方は
異議申立て**

昨年中に新築・増改築または新しく土地を取得した方、その他目変換等をされた方で、課税台帳に登録されている価格が著しく不當な価格であると思われる方は、評価額について異議の申出をすることができます。

産税係へお問い合わせください。
くわしいことは、税務課固定資

「ブリガード」をつけてください。また、住民税、事業税に関する事項を必ず記入し、源泉徴収票、明細書等を忘れずに添付してください。



菅平で楽しいスキー教室

市民のみなさんにスキーを楽しんでもらおうと、教育委員会主催のスキー教室が1月23日から25日まで、長野県菅平スキー場で開かれました。参加者は45名、ほとんどが初心者でしたが、みなさんは晴天に恵まれたゲレンデの上をすっかり雪やけして滑ったり、ころんだり。でも、だれもけがもなく、すっかり上達して元気に帰ってきました。なお、このスキー教室は来年も実施する予定です。



活発だった成人式

恒例の成人式が、1月15日に、福生市民会館で行なわれました。

今年の成人者は、昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた方で、該当者は670人、このうち約370人が出席し、会場は若さが満ちあふっていました。

この成人式は、自分たちの手でと、昨年の暮から成人者自身による準備委員会がつくられ、おこなわれたもので、当日は、市長、議長の祝辞の後、成人のつどいが開かれ、意見発表も活発に行なわれました。また、アトラクションでは、フォークソング、バーゲンセール、コーヒーおしゃべりなどの模擬店も出てにぎわい、楽しいひとときを過ごしました。



市内の小中学生の

就学費援助のお知らせ

歳末たすけあい

募金は 1,098,252円

=ご協力ありがとうございました。

昨年の歳末たすけあい運動は、みなさまのあたたか
いご協力により、多額の募金をいただきありがとうございました。民生委員協議会で協議のうえ、市内のめぐまれない方々に配分いたしましたので、ご報告と合わせて厚くお礼申しあげます。

募金内訳

	募金内訳	配 分
町会費	851,580円	生活保護世帯 407,700円
市議会議員一同	24,000	要保護世帯 319,600
福祉事務所職員一同	3,360	単身施設収容者 166,000
福祉会館内一同	4,000	児童施設 (市内8保育園、含学童保育) 27,000
福生警察署長・福生交通安全委員会長	1,000	協力員事務費 59,611
共募配分(単身者に對して、400×70)	28,000	募金説明会費 8,500
福生幼稚園	5,000	募金用消耗品 8,482
福生第2中学校	5,115	返送切手 4,430
どもくじ会	2,000	共同募金会納付 46,929
トヨタセント西多摩第1団	3,771	
トヨタセントリカ多摩坂井有志	10,000	
小島庄吉氏(志)	43,000	
東京都アーリング環境		
衛生同業組合西多摩支部(福生地区)	31,200	
ふくはレントラン	3,447	
須益哲志・頼子氏(本7)	20,000	
ジミー(中山正幸氏)	53,728	
匿名	551	
匿名	2,900	
合 計	1,098,252円	合 計 1,098,252円

明日の日本を背負う児童や生徒は、家庭生活のよい悪いにかかわらず、平等に教育を受けられる権利があります。この家庭によつてはたまた不幸が重なつて生活が苦しく、児童の就学がおもうようにならないこともあると思いますが、このようなときは、市や国は児童が学用品などに不自由しないようにする義務があります。

市では、このような趣旨にそつて本当に生活の苦しい家庭のおさんに対し、十分ではありませんが、このようなときは、市や国は児童が学用品などに不自由しないようにする義務があります。

福生市育英資金の受給者募集

（電話51-15911 内線277）までお問い合わせください。

給付をおこないます。

受給資格

一、福生市に引き続い3年以上居住している世帯主の家族で、経済的理由により修学が困難な者

二、学業性質、行状とも優良な本年度中学校卒業者で、在学する学校長から推薦された者

三、世帯主が市税を完納していること

申込方法 中学校をとおしておこない、つぎの書類を必要とします。

一、願書

3月31日、なお、給付額は、月額一五〇〇円で、返済の必要はありません。くわしいことは、福生市教育委員会へお問い合わせください。

福祉作業所の利用生募集

青梅身体障害者福祉作業所では知恵おくれ、またからだの不自由な方を対象に、作業をしながら必要な訓練を受け利用生を、2月28日までつづいてより募集します。利用資格 15才以上の身体障害者で作業能力があり、単独で通ができる人定員 40名 作業種目簡単作業、申込 所などへくわしいことは福祉事務所へお問い合わせください。

3、車間距離を十分とる

凍結した路面や雪で積った道路では、いつもの道路(乾燥した道

所などへくわしいことは福祉事務所へお問い合わせください。

電話51-15911 内線241

ドライバーのみなさんへ

スリップ事故を防ごう

毎年2月ごろは、積雪や凍結などで、路面の状態がすべりやすくなるため、スリップによる交通事故

同じ調子でブレーキをふむと追突事故を起こす原因になるから、必ず通常の二倍の車間距離をとること。

自分で自身を交通事故から守るだけではなく、他人を交通事故の犠牲者としないためにも、ブレーキ、ハンドルの遊び、ウインドドライブなどの異常がないかどうかをよく確かめる。また、磨滅したタイヤは早目に交換する。

4、チエーンを使用する

雪道や凍結した道路では、タイヤにチエーンをとりつけるか、スノータイヤを使用する。

なお、車で遠出するときは、道路交通情報センターなどに照会して、通過地の気象をよくあくし、積雪地などの通過は、あらかじめタイヤ・チエーンを準備してから出発すること。

1、車の点検整備

自分自身を交通事故から守るだけではなく、他人を交通事故の犠牲者としないためにも、ブレーキ、ハンドルの遊び、ウインドドライブなどの異常がないかどうかをよく確かめる。また、磨滅したタイヤは早目に交換する。

2、スピードは控え目に

寒さがきびしくなると、路面が凍結してすべりやすくなるため、非常に危険です。そのため、急ブレーキをかけてもすぐに止まらず、思ひぬ方向へ突っ走り、事故を起します。急ブレーキをかけないですむよう、スピードは控え目にしましょう。

5、雪道では転倒しやすい二輪車の運転はできだるだけ避ける

